

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和6年6月13日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	7件
国民年金関係	4件
厚生年金保険関係	3件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300630号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2400008号

第1 結論

昭和60年4月から平成3年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年4月から平成3年10月まで

子供ができたことを機に、夫婦で国民年金に加入しようと思い、昭和63年10月頃に当時同居していた母の知り合いの市役所の職員、もしくは市役所の依頼を受けた徴収員か自治会の集金人(以下「集金人」という。)に自宅まで来てもらって加入手続をした。

その際に、集金人の勧めに従って昭和60年4月まで遡って数年分の国民年金保険料を現金で納付し、その後口座振替を開始するまでの国民年金保険料についても、自宅において集金人にその都度現金で納付したのに、請求期間の国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、昭和63年10月頃に自宅において集金人を通じて国民年金の加入手続をし、その際に遡って数年分の国民年金保険料を現金で納付した旨、その後の国民年金保険料についても、自宅において集金人にその都度現金で納付した旨主張しているが、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されるところ、請求者の記号番号(*)前後の国民年金被保険者の記録から判断すると、請求者の加入手続は請求期間より後の平成3年10月頃に行われたと推認でき、請求者の主張と符合しない上、当該加入手続より前の時期において、請求者が当該記号番号により国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿には、平成3年10月18日の届出により昭和60年4月1日に遡って新規で国民年金の被保険者資格を取得した旨、当該届出の翌月である平成3年11月から国民年金保険料の口座振替が開始された旨の記載がある上、請求期間に係る国民年金保険料が納付された記載は見当たらない。

さらに、A市は、請求期間当時、国民年金の加入手続を戸別訪問により行うことはなかった旨回答しているところ、同市の広報「A」(昭和50年2月1日発行)を見ると、国民年金保険料について、それまで一部の地域で市の係員が戸別に徴収する取扱いを行っていたが、昭和50年度分から戸別徴収制度を廃止することになった旨の記載が確認でき、当該取扱いは、請求者の主張と符合しない。

加えて、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となる場所、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、別の記号番号が請求者に払い出された記録は見当たらない。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付金額、領収書の交付等について、具

体的に記憶しておらず、このほかに、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300651号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2400009号

第1 結論

昭和62年3月から平成3年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年3月から平成3年11月まで

子供ができたことを機に、夫婦で国民年金に加入しようと思い、昭和63年10月頃に当時同居していた義母の勧めで市役所の職員(以下「集金人」という。)に自宅まで来てもらって加入手続をした。

その際に、集金人から厚生年金保険の資格喪失時まで遡って国民年金保険料を納付した方がよいと言われて、数年分の国民年金保険料をまとめて現金で納付し、その後口座振替を開始するまでの国民年金保険料についても、自宅において集金人にその都度現金で納付したのに、請求期間の国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、昭和63年10月頃に自宅において集金人を通じて国民年金の加入手続をし、その際に遡って数年分の国民年金保険料を現金で納付した旨、その後の国民年金保険料についても、自宅において集金人にその都度現金で納付した旨主張しているが、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出される場所、請求者の記号番号(*)前後の国民年金被保険者の記録から判断すると、請求者の加入手続は請求期間より後の平成3年11月頃に行われたと推認でき、請求者の主張と符合しない上、当該加入手続より前の時期において、請求者が当該記号番号により国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿には、平成3年11月19日の届出により昭和62年3月14日に遡って新規で国民年金の被保険者資格を取得した旨、当該届出の翌月である平成3年12月から国民年金保険料の口座振替が開始された旨の記載がある上、請求期間に係る国民年金保険料が納付された記載は見当たらない。

さらに、A市は、請求期間当時、国民年金の加入手続を戸別訪問により行うことはなかった旨回答しているところ、同市の広報「A」(昭和50年2月1日発行)を見ると、国民年金保険料について、それまで一部の地域で市の係員が戸別に徴収する取扱いを行っていたが、昭和50年度分から戸別徴収制度を廃止することになった旨の記載が確認でき、当該取扱いは、請求者の主張と符合しない。

加えて、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となる場所、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、別の記号番号が請求者に払い出された記録は見当たらない。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付金額、領収書の交付等について、具体的に記憶しておらず、このほかに、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300792号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400024号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年3月31日から同年4月1日まで

A社を昭和60年3月末日付けで退職したが、年金記録を見ると、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は同年3月31日となっており、36か月勤務したにも関わらず、被保険者月数がひと月足りない。

昭和60年3月31日は日曜日であったため出勤はしていないが、3月31日付けで退職する旨を上司に伝えたことは覚えているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認められることが要件とされているところ、A社の後継事業所であるB社は、A社から引き継いだデータの記載内容を基に、請求者の勤務期間は昭和57年4月1日から昭和60年3月30日までである旨回答している上、雇用保険の記録によると、請求者のA社における離職年月日は昭和60年3月30日である。

また、企業年金連合会から提出された請求者の中脱記録照会(回答)及び請求者から提出された厚生年金基金連合会のC厚生年金基金に係る通知(昭和60年7月1日付け)を見ると、加入員資格の喪失年月日はいずれも厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と同日の昭和60年3月31日であり、これらの記録は厚生年金保険の被保険者記録と整合している。

さらに、B社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除について、不明である旨回答している上、請求者は、請求期間当時に給与振込に使用していたとする預金通帳の一部を提出しているが、当該預金通帳の振込額からは、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除について推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300791号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2400010号

第1 結論

昭和59年4月から平成3年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月から平成3年7月まで

私は、母の勧めにより昭和61年4月にA市B区役所で国民年金の加入手続を行った。

その際、2年遡って国民年金保険料を納付することができるとの説明があったので、昭和59年4月から昭和61年3月までの2年分の保険料と昭和61年4月分の保険料を一括してA市B区役所の年金窓口で納付した。

また、昭和61年5月以降の保険料については、元号が平成になるまでの期間は自分で毎月C信用金庫D支店の窓口で納付し、平成になってからの期間は、アルバイトをするようになり、自分で窓口で納付に行くことができなくなったため、父が、父と母、そして私の分を合わせた3人分を毎月C信用金庫D支店の窓口で納付したのに、請求期間の国民年金保険料は未納となっており、納付できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は昭和61年4月にA市B区役所において、国民年金の加入手続を行った旨主張しているが、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されるところ、請求者の記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者記録及び請求者から提出された平成5年度国民年金保険料払込通知書の記載内容から判断すると、平成5年9月頃に行われた国民年金の加入手続により払い出されたものと推認でき、請求者が主張する加入手続時期と符合しない。

また、国民年金法の時効に関する規定により、国民年金保険料を遡って納付することができる期間は2年と規定されていることから、前述の加入手続時点(平成5年9月頃)において、請求期間に係る国民年金保険料は、時効により納付することはできない。

さらに、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、現在所持している年金手帳の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となることから、請求者は、現在所持している年金手帳以外に年金手帳は交付されていない旨陳述している上、別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300806号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2400011号

第1 結論

昭和45年*月から昭和46年2月までの請求期間及び昭和51年1月から昭和55年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和45年*月から昭和46年2月まで
② 昭和51年1月から昭和55年4月まで

私が20歳になった時、父がA市B区役所で、他の兄弟と同様に私の国民年金の加入手続きをしてきており、請求期間①の国民年金保険料については、当時、学生だった私は就職までの期間、同区役所でアルバイトをしていたため、納付するのが大変便利だったと記憶しているが、国の記録では未加入期間とされている。

また、婚姻後、C県D市に転入したが、土地に不慣れだったため、同市に転入した当初の請求期間②の国民年金保険料を未納にしていたところ、テレビ等で特例納付制度を知り、同市役所E出張所に赴き、未納だった請求期間②の国民年金保険料を数回に分けて全て納付し、当時のパンフレットも所持しているにもかかわらず、国の記録では未納とされている。

私の記憶では、請求期間①及び②の国民年金保険料はいずれも納付しているので、国の年金記録を納付済みに訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、20歳になった時、父がA市B区役所において国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は請求者自身が同区役所で納付した旨主張しているが、初めて国民年金の加入手続きが行われた場合、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されるところ、請求者の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、昭和50年6月に払い出されている上、当該記号番号前後の国民年金被保険者の記録から判断すると、同年4月頃に行われた加入手続きにより払い出されたものと推認でき、請求者が主張する加入手続き時期と符合しない。

また、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

さらに、請求者は請求期間①において学生だった旨陳述しているところ、当時、学生は国民年金の強制加入の対象ではなかった上、前述の加入手続き時期を踏まえると、請求期間①は国民年金に未加入の期間であり、請求者は、請求期間①の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

請求期間②について、戸籍の附票によると、請求者がA市からD市に転居したのは昭和51年2月26日であることが確認できるものの、請求者が所持する年金手帳、請求者に係る国民年

金被保険者台帳並びにA市及びD市の国民年金被保険者名簿によると、国民年金記録における住所変更は昭和55年5月22日に行われており、D市において、同日まで請求者は国民年金被保険者として管理されておらず、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、戸籍謄本によると、請求者は昭和51年3月*日に婚姻しており、オンライン記録によると、配偶者は厚生年金保険の被保険者であることが確認できるところ、D市の国民年金被保険者名簿によると、請求者は、前述の住所変更日である昭和55年5月22日付で、任意加入被保険者としての申出により、国民年金の被保険者資格を喪失していることから、請求期間②のうち、昭和51年3月*日以降の期間については、国民年金の任意加入の対象期間であったことが認められる。

一方、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を特例納付した旨主張しているところ、前述の国民年金の住所変更日である昭和55年5月22日時点において、国民年金保険料の第3回特例納付制度の実施期間（昭和53年7月1日から昭和55年6月30日まで）中であり、請求者から提出されたD市のパンフレットにおいても、当該制度に係る記載が確認できる。

しかしながら、第3回特例納付制度の対象者は、強制加入の被保険者又は被保険者であった者であって、昭和53年3月以前の被保険者期間のうち、保険料を徴収する権利が時効によって消滅している期間を有する者が、特例的に当該期間について納付することができる制度であるところ、前述のとおり、請求者は、請求期間②の大半の期間において、国民年金の任意加入の対象期間であることから、当該制度により国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、特例納付が行われた場合には、国民年金被保険者台帳にその納付内容を記載することとされているが、請求者の国民年金被保険者台帳において、第3回特例納付制度により国民年金保険料が納付されたことを示す記載は確認できない。

このほか、請求者が、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300830号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400025号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年11月18日から令和3年12月28日まで

令和元年11月17日にA社を退職したにもかかわらず、年金記録では、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は令和3年12月28日と記録されている。令和元年11月17日にA社を退職した後は、同社から給料を受け取っておらず、厚生年金保険料を負担していないので、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和3年12月28日から令和元年11月18日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社は、令和5年12月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主に照会したものの、回答が得られないため、請求者の請求期間における勤務状況及び請求者の退職年月日について、事業所及び元事業主に確認することができない。

また、A社に係る商業登記の記録によると、請求期間において、前述の元事業主のほかにもう一人の代表取締役が就任していることが確認できるところ、当該代表取締役は、請求者の退職年月日は不明であり、請求期間における請求者の勤務状況も分からない旨陳述及び回答しており、請求者の退職年月日を特定することができない。

さらに、請求期間にA社における厚生年金保険の被保険者記録がある者に照会したところ、当該照会において、請求者を知っている旨回答した二人は、いずれも、請求者が請求期間において同社に勤務していたか否かは分からない旨回答しており、これらの者から、請求者が請求期間において、同社に勤務していなかったことをうかがわせる事情は確認できない。

加えて、オンライン記録によると、請求者に係る令和2年9月及び令和3年9月の定時決定は、事業主からの届出により、令和2年10月2日及び令和3年7月8日に、それぞれ処理されている上、日本年金機構が保管する請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、喪失年月日欄には「令和3年12月28日」、喪失原因欄には「退職等(令和3年12月27日退職等)」と記されている。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険被保険者資格の有無について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300807号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400026号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年6月21日から同年7月1日まで

私は、昭和63年6月21日にA社に入社し、本社B部で勤務したが、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、同年7月1日となっているので、調査の上、年金記録の訂正を願いたいと、令和4年8月9日に訂正請求を行ったが、請求期間の勤務実態及び厚生年金保険料控除実態が確認できないなどの理由で、同年12月20日に厚生局において不訂正決定を受けた。

しかし、その後、私が昭和63年6月21日にA社に入社したことを示す書類が見つかったので、再調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) A社及び同社の担当者は、当時の資料の保管はなく、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について、それぞれ不明である旨回答及び陳述していること、ii) A社における同僚照会において、請求者を知っていた複数の元同僚は、請求者の同社における入社年月日については覚えていない旨それぞれ回答及び陳述しており、請求者の請求期間に係る勤務実態について確認することができないことから、既に令和4年12月20日付けで、年金記録の訂正をしないこととする近畿厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、今回新たに、請求者のA社における就職年月日が昭和63年6月21日である旨記載された、同社が平成9年9月25日付けで発行した、請求者の平成8年分の年収及び平成9年9月分の給与に係る給与証明書を提出し、2回目の訂正請求を行っているものである。

しかしながら、上記給与証明書を添え、A社に照会したところ、同社は、請求者の入社年月日について、昭和63年6月21日であったとしているものの、当該証明書の他に、請求者に係る資料(雇用契約書、労働者名簿、タイムカード等)を保管しておらず、請求者の請求期間に係る勤務実態(勤務形態、勤務状況等)を確認できない旨、及び請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料を控除したか否か不明である旨回答している。

また、当該給与証明書において、請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されたことを確認又は推認することはできない。

このほか、請求者の請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。